

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵閣第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前	
2008. 20 1. 気密容器入りのパイナップルに関する CODEX 規格について 関税率表第 2008. 20 号に規定する気密容器入りのパイナップルで、「細片にし又は破碎したもの」とは、 <u>パイナップル缶詰 (Canned pineapple)</u> の CODEX 規格の定義 1.3.12 に定める「破碎又は細片」(Crushed or Crisp Cut) に該当するものとして取り扱って差し支えない。	2008. 20 1. 気密容器入りのパイナップルに関する勧告国際規格について 関税率表第 2008. 20 号に規定する気密容器入りのパイナップルで、「細片にし又は破碎したもの」とは、 <u>パイナップル缶詰の勧告国際規格</u> の定義 1.3.12 に定める「破碎又は細片」に該当するものとして取り扱って差し支えない。	
2106. 90 <u>4. 豆腐</u> <u>輸出統計品目表第 2106. 90 号（統計細分 200）において、「豆腐」とは、大豆を主原料とする液体に凝固剤を添加し、凝固させたものをいう。</u> <u>ただし、次のようなものは当該細分には含まない。</u> <u>・大豆を主原料としないもの（胡麻豆腐、玉子豆腐等）</u> <u>・凝固剤を添加しないもの（湯葉等）</u> <u>・乾燥させたもの（高野豆腐等）</u> <u>・油で揚げたもの（あぶらあげ、がんもどき等）</u> <u>・焼いたもの（焼き豆腐等）</u>		(新規)
2202. 99 1. 豆乳 輸出統計品目表第 2202. 99 号において、「豆乳」には、調製豆乳及び豆乳飲料を含み、大豆固形分が 2 %以上のものをいう。	2202. 90 1. 豆乳 輸出統計品目表第 2202. 90 号において、「豆乳」には、調製豆乳及び豆乳飲料を含み、大豆固形分が 2 %以上のものをいう。	
44 類 1. ホワイトラワン、ホワイトメランチ及びホワイトセラヤについて 関税率表第 44 類に掲げられているホワイトラワン、ホワイト		(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>メランチ及びホワイトセラヤは、いずれもふたばがき科の熱帶産木材で、地域によりこれらの名称が区別されない場合があるが、同表第 44.03 項、44.07 項及び 44.12 項に掲げるホワイトラワンは、学名 <i>Pentacme contorta</i> のものをいう。</p>	